議案第34号

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例について

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例(昭和56年条例第22号)の 一部を次のように改正する。

第8条第2号中「付属設備」を「附属設備」に、「き損する」を「毀損する」に改める。

第9条中「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第15条中「付属設備」を「附属設備」に、「汚損若しくはき損又は」を「汚損し、若しくは毀損し、又は」に改める。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 ホール等の使用料

	区分		基本例	5月料	
		午前	午後	夜間	全日
		9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~22時
大ホール	平日	11,340円	15,130円	16,640円	39,340円
	土日祝日	14,750円	19,670円	21,630円	51,140円
大ホール (舞	平日	3,400円	4,530円	4,980円	11,780円
台面のみ)	土日祝日	4,420円	5,890円	6,480円	15,320円
小ホール	平日	4,270円	5,700円	6,270円	14,820円
	土日祝日	5,550円	7,410円	8,150円	19,260円
和室		1,580円	2,110円	2,320円	5,500円
第1練習室		1,250円	1,660円	1,830円	4,330円
第2練習室		1,250円	1,660円	1,830円	4,330円
第3練習室		1,840円	2,450円	2,700円	6,390円
リハーサル室		1,500円	2,010円	2,210円	5,220円
第1楽屋		410円	550円	610円	1,440円
第2楽屋		410円	550円	610円	1,440円
第3楽屋		240円	320円	350円	830円
附属設備及び	「備品類	規則に定める	5額		

別表の1の表備考2を削り、同表備考3中「前2項」を「前項」に改め、同表備考3を同表備考2とし、同表備考4を同表備考3とし、同表備考5を同表備考4とし、同表備考6を同表備考5とする。

別表の2の表を次のように改める。

2 冷暖房使用料

区分		午前	午後	夜間	全日
		9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~22時
大ホール	冷房	1時間につき4	,800円		
	暖房	1時間につき5	,970円		
大ホール (舞台	冷房	1時間につき1	,600円		
面のみ)	暖房	1時間につき1	,990円		
小ホール	冷房	3,590円	4,790円	4,790円	12,470円
	暖房	4,470円	5,960円	5,960円	15,510円
和室	冷房	870円	1,170円	1,170円	3,040円
	暖房	1,030円	1,370円	1,370円	3,570円
第1練習室	冷房	550円	740円	740円	1,930円
	暖房	710円	940円	940円	2,460円
第2練習室	冷房	550円	740円	740円	1,930円
	暖房	710円	940円	940円	2,460円
第3練習室	冷房	550円	740円	740円	1,930円
	暖房	710円	940円	940円	2,460円
リハーサル室	冷房	1,750円	2,340円	2,340円	6,090円
	暖房	2,310円	3,080円	3,080円	8,020円
第1楽屋	冷房	550円	740円	740円	1,930円
	暖房	710円	940円	940円	2,460円
第2楽屋	冷房	550円	740円	740円	1,930円
	暖房	710円	940円	940円	2,460円
第3楽屋	冷房	220円	300円	300円	790円
	暖房	310円	410円	410円	1,080円
ホワイエ	冷房	1時間につき1	, 200円		
	暖房	1時間につき1	,500円		

(備考)

- 1 時間区分を超えて使用する場合の使用料は、1時間につき、当該時間区分に応じた1時間当たりの額とする。
- 2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て るものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の新庄市民文化会館設置 及び管理に関する条例の規定に基づく使用の許可を受けている令和2年4月 1日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

新庄市民文化会館の使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものである。

現行	改正後 (案)
(使用許可の制限)	(使用許可の制限)
第8条 教育委員会は、会館を使用しようとする者が、次の	第8条 教育委員会は、会館を使用しようとする者が、次の
各号の一に該当すると認めるときは、会館の使用を許可	各号の一に該当すると認めるときは、会館の使用を許可
しないものとする。	しないものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 会館又は付属設備若しくは備付けの物件をき損す	(2) 会館又は附属設備者しくは備付けの物件を毀損す
るおそれがあるとき。	るおそれがあるとき。
(3) (2)	(3) (略)
(目的外使用等の禁止)	(目的外使用等の禁止)
第9条 第7条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使	第9条 第7条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使
用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又	用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又
は使用の権利を譲渡し <u>若しくは</u> 転貸してはならない。	は使用の権利を譲渡し <u>、若しくは</u> 転貸してはならない。
(損害の賠償)	(損害の賠償)
第15条 使用者は、会館又は <u>付属設備</u> 若しくは備付けの物	第15条 使用者は、会館又は <u>附属設備</u> 若しくは備付けの物
件を <u>汚損若しくはき損又は</u> 滅失したときは、教育	件を <u>汚損し、若しくは毀損し、又は</u> 滅失したときは、教育
委員会の指示するところにより、その損害を賠償しなけ	委員会の指示するところにより、その損害を賠償しなけ
ればならない。	ればならない。
別表	別表
1 ホール等の使用料	1 ホール等の使用料

			6.		F	F	F			口口	F		F	μΠ	μΠ	F	F		F		
		全日	85~割6	盐	39,340円	51,140円	11,780円	15,320円		14,820円	19,260円	5,500円	<u>4,330</u> ℍ	4,330円	6,390円	5,220円	1,440円	1,440円	830日		
	五 日 村	夜間	18時~22	盐	16,640円	21,630円	4,980円	6,480円		6,270円	8,150円	2,320円	1,830円	1,830円	2,700円	2,210円	610円	610円	350円		
(案)	基本使用料	午後	13時~17	盐	15,130円	19,670円	4,530円	5,890円		5,700円	7,410円	2,110円	$1,660\mathrm{H}$	1,660円	2,450円	2,010円	550円	550円	320円	5 る額	
故正後		午前	9時~12	盐	11,340円	14,750円	3,400円	4,420円		4,270円	5,550円	1,580円	1,250円	1,250円	1,840円	1,500円	410円	410円	240円	規則に定め	
	区分				日址	土日祝日	日土	土日祝日		日土	土日祝日		蚕	₩.	[kH]	ル室				及び備品	
	X				大ポープ		大ポープ	(舞台面	07)	イボード		和室	第1練習	第2練習	第3練習	リハーサ	第1楽屋	第2楽屋	第3楽屋	附属設備	票
		全日	時~22	盐	42,670円	53,250円	13,000円	16,560円	5,330円	4,080円	4,080円	5,860円	4,710円	1,560円	1,560円	830日	1付属設				
			6		4							ונטן	7.1					1,,,,,			
		夜間	~ 22	- 世	20,120円 4	26,000円	6,500円	7,650円	2,610円	1,880円	1,880円	3,030円	2,080円	730円	730円	410円	分ばとに、	に定める額			
1行	基本使用料	午後夜間	. 22		120円	日000	20	日029	61	88	1,560円 1,880円	030円	日80日	田0	日 0		・夜間の区分ごとに、	につき別に定める			
現行	基本使用料	夜	3時~17 18時~22		,150円 20,120円	120円 26,000円	330円 6,50	500円 7,650円	980円 2,61	560円 1,88	1,88	300日 3,030日	880円 2,080円	730円	730円	41	午前・午後・夜間の区分ごとに、	つき別に定める			
現行	区分 基本使用料	前 午後 夜	~12 13時~17 18時~22	報	,580円 14,150円 20,120円	000円 20,120円 26,000円	550円 5,330円 6,50	,330円 6,500円 7,650円	350円 1,980円 2,61	030円 1,560円 1,88	1,560円 1,88	770円 2,300円 3,030円	670円 1,880円 2,080円	520円 730円	520円 730円	300円 41	・夜間の区分ごとに、	及び備品につき別に定める			

	現行	·	改正後(案)
(備考)		(備考)	
1 使用者が、入場者	使用者が、入場者から入場料金(いずれの名義です	1 使用者が、入場者	入場者から入場料金(いずれの名義です
るかを問わず、入場	問わず、入場者から領収すべきその入場の対価	るかを問わず、入場	、入場者から領収すべきその入場の対価
をいう。)を領収す	をいう。)を領収する場合における使用料の額は、次	をいう。)を領収す	る場合における使用料の額は、次
の表の左欄に定める	の表の左欄に定める入場料金の区分に応じ、それぞれ	の表の左欄に定める	の左欄に定める入場料金の区分に応じ、それぞれ
右欄に定める額を基	定める額を基本使用料の額に加算した額とす	右欄に定める額を基	める額を基本使用料の額に加算した額とす
る。ただし、入場料	入場料金に段階があるときは、その最高	る。ただし、入場料	入場料金に段階があるときは、その最高
額を基準とする。		額を基準とする。	
1人1回当たりの入場料金	加算する額	1人1回当たりの入場料金	加算する額
501月~1,000円	基本使用料の額の50%に相当す	501月~1,000円	基本使用料の額の50%に相当す
	る額		る額
$1,001$ 用 $\sim 2,000$ 用	基本使用料の額の80%に相当す	1,001月~2,000円	基本使用料の額の80%に相当す
	る額		る額
2,000円超	基本使用料の額の100%に相当す	2,000円超	基本使用料の額の100%に相当す
	る額		ろ額
2 仕込み、練習等で	練習等で舞台面のみを使用するときの使用		
料は、基本使用料の30%と)30%とする。		
3 超過時間の使用料は、1時間につ	は、1時間につき、基本使用料又は	2 超過時間の使用料は、1時間に	は、1時間につき、基本使用料又は
前2項の規定により	\cap	前項の規定により	算出された使用料の1時間当たり
の額にその額の30%	の額にその額の30%を加算した額とし、1時間未満は	の額にその額の30%	の額にその額の30%を加算した額とし、1時間未満は

改正後(案)	
現行	

0 \times #10 基本使用料の時間 γ ては、適用しないも $\langle \cdot \rangle$ 分における午前と午後又は午後と夜間をひき ただし、 合の中間時間に対し 算する。 7 遲 1時間とし 用する 10 to 岜 ىل

- p X Ē _ 侇 用料は徴収 Ù _F ريہ ريد は、リハーサル室及び楽屋の使 $\vec{\prec}$] ハーサル室及び楽屋を大ホ いものとする #10 $\stackrel{\cdot}{=}$ Δ 10 4
- 5 大・小ホール以外の各室を、商業宣伝その他これに 類する目的で使用するときの使用料は、基本使用料の 額に200%を乗じて得た額を加算する。
- 6 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 冷暖房使用料

暖房	10円 5,860円	10円 5,860円	50円 1,350円	730円 930円	730円 930円	田 0 6 0
使用単位 冷房	1時間 4,710円	午前・午後・夜間 4,710円	の各区分1回 1,150円	73	73	62
公文	大ホール 1	小ホール 4	和室	第1練習室	第2練習室	第3編習字

帯に用っ	かる
------	----

- p Xx 使用 ر 以 用料は徴 Ü . Tup رد رد ハーサル室及び楽屋の使 $\vec{\prec}$] ーサル室及び楽屋を大ホ 10 は、リ、 いものとす 40 < ريـ 3 $^{\circ}$
- 4 大・小ホール以外の各室を、商業宣伝その他これに 類する目的で使用するときの使用料は、基本使用料の 額に200%を乗じて得た額を加算する。
- 5 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 冷暖房使用料

区分		午前	午後	夜間	全日
		9 時 ~ 1 2	13時~1	18時~2	22~ 12 13時~1 18時~2 0 時~ 2 2
		盐	7時	2時	盐
大ホール	冷房	冷房 1時間につき4,800円)き4,80	田0	
	暖房	暖房 1時間につき5,970円)き5,97	日0	
大ホール(舞台面 冷房 1時間につき1,600円	冷房	> 기 圓 軩 [)き1,60	0円	
07)	暖房	暖房 1時間につき1,990円)き1,99	田0	

	現行					改正後 (案)		
リハーサル室		2,300円	3,030円	ルーホル	冷房	3,590円	4,790円	4,790円	12,470円
第1楽屋		730円	930円		暖房	4,470円	5,960円	5,960円	15,510円
第2楽屋		730円	930円	和室	冷房	870日	1,170円	1,170円	3,040円
第3楽屋		300日	410円		暖房	1,030円	1,370円	1,370円	3,570円
				第1練習室	冷房	550円	740円	740円	1,930円
					暖房	710円	940日	940日	2,460円
				第2練習室	冷房	550円	740円	740円	1,930円
					暖房	710円	940日	940日	2,460円
				第3練習室	冷房	250円	740円	740円	1,930円
					暖房	710円	940日	940日	2,460円
				リハーサル室	冷房	1,750円	2,340円	2,340日	6,090円
					暖房	2,310円	3,080円	3,080円	8,020円
				第1楽屋	冷房	550円	740円	740円	1,930円
					暖房	710円	940円	940円	2,460円
				第2楽屋	冷房	550円	740円	740円	1,930円
					暖房	710円	940円	940円	2,460円
				第3楽屋	冷房	220円	300円	300日	790円
					暖房	310円	410円	410円	1,080円
				ホワイエ	冷房	1時間につ)き1,200円	0円	
					暖房	1時間につ)き1,500円	田口	

現行	改正後 (案)
(備考)	(備考)
1 大ホール以外の各室の超過時間の使用料は、1時間	1 時間区分を超えて使用する場合の使用料は、1時間
につき各々の使用料の4分の1相当額とする。	につき、当該時間区分に応じた1時間当たりの額とす
	NO °
2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端	2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端
数金額を切り捨てるものとする。	数金額を切り捨てるものとする。

議案第35号

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に ついて

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように 制定する。

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新庄市公民館設置及び管理に関する条例(平成2年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「付属設備をき損する」を「附属設備を毀損する」に改める。 第13条中「き損した」を「毀損した」に改める。

別表を次のように改める。

別表

1 公民館ホール等使用料

区分		午前	午後	夜間	全日
		9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~22時
萩野地区公民館	ホール1	660円	880円	970円	2,300円
	ホール2	660円	880円	970円	2,300円
	研修室	490円	660円	720円	1,720円
	和室1号室	490円	660円	720円	1,720円
	和室2号室	490円	660円	720円	1,720円
	調理実習室	1時間につき	390円		
八向地区公民館	ホール	410円	550円	610円	1,440円
	和室1号室	160円	210円	230円	550円
	和室2号室	160円	210円	230円	550円

備考 附属設備及び備品類の使用料の額は、教育委員会が別に定める額とする。

2 冷暖房使用料

	区分		午前	午後	夜間	全日
			9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~22時
萩野地区	ホール1	冷房	470円	630円	630円	1,640円
公民館		暖房	550円	740円	740円	1,930円
	ホール2	冷房	470円	630円	630円	1,640円
		暖房	550円	740円	740円	1,930円
	研修室	冷房・暖房	220円	300円	300円	790円
	和室1号室	冷房・暖房	220円	300円	300円	790円
	和室2号室	冷房・暖房	220円	300円	300円	790円
	調理実習室	冷房・暖房	1時間につき	冬80円		

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」 という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使 用料については、なお従前の例による。

提案の理由

公民館の使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものである。

旧対照表
器
交
Щ
]第17号)新旧対照表
中
17
無
例
朱
例(平成2年条例
27 427
77
逐
秋
1/11
10
する
関する
に関する
理に関する
管理に関する
び管理に関する条例(平
C_{ζ}
置及び

現行		改正後 (案)		
(使用許可の制限)	(使用許可の制限)			
第6条 教育委員会は、前条第1項に規定する者が、次の各	第6条 教育委員会は、	は、前条第1項に規定す	る者	が、次の各
号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しないも	号の一に該当すると	と認めるときは、使	用を許	可しないも
のとする。	02480			
(1) (略)	(1) (略)			
(2) 施設又は <u>付属設備をき損する</u> おそれがあるとき。	(2) 施設又は附属設備を	属設備を毀損するま	毀損するおそれがある	。 も ひ
(3) (8)	(3) (略)			
(損害の賠償)	(損害の賠償)			
第13条 公民館の建物若しくは設備又は展示品等を <u>き損し</u>	第13条 公民館の复	公民館の建物若しくは設備又は展示品等を <u>毀損</u>	7は展示品等	を毀損し
た者は、その損害を賠償しなければならない。 ただし、 教	<u>た</u> 者は、その損害	害を賠償しなければな	ならない。ただし、	だし、数
育委員会が特にやむを得ないと認めたときは、この限り	育委員会が特にそ	が特にやむを得ないと認めた)たときは、	この限り
でない。	でない。			
別表	別表			
1 公民館ホール等使用料	1 公民館ホール等使用料	等使用料		
(単位:日)				
区分 午前 午後 夜間 全日	区分	午前 午後	夜間	田田
館・室名 9時~12 13時~17 18時~22 9時~22		9時~12 13時~17	18時~2 9時	= ~ 22
中 時 時		時時	2時	時
萩野地ホール17308309301,980	萩 野 地ホール1	日088 日099	970円 2,	2,300円

改正後 (案)	区公民ホール2 660円 880円 970円 2,300円	館 研修室 490円 660円 720円 1,720円	和室1号室 490円 660円 720円 1,720円	和室2号室 490円 660円 720円 1,720円	調 理 実 習 1 時間 につき 390円	竔	八 向 地 ホール 410円 550円 610円 1,440円	区公民和室1号室 160円 210円 230円 550円	館 和室2号室 160円 210円 230円 550円					(備考)	1 附属設備及び備品類の使用料の額は、教育委員会が	別に定める額とする。	[削3]			2 冷暖房使用料	
現行	区公民ホール2 730 830 930 1,980	館 研修室 520 620 730 1,350 億	和 室 1 号 520 620 730 1,350	英	和 室 2 号 520 620 730 1,350	極	調理実習 1,250 1,350 1,460 3,130	(本)	八 向 地 和 室 1 号 200 200 300 520 億	区 公 民 室	館 和 室 2 号 200 200 300 520	室	$\pi - \nu$ 410 520 930 1,560	(備考)	1 付属設備及び備品類の使用料の額は、教育委員会が	別に定める額とする。	2 第10条の規定により算出された使用料の額は、その	額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切	り捨てた額とする。	2 冷暖房使用料	

		年田	9時~2	2時	1,640	田	1,930	田	1,640	田	1,930	田	790円		790円		790円			
		夜間	18時~	22時	日089		740円		630日		740円		300円		300円		300円		田	
(案)		午後	13時~	17時	630円		740円		630日		740円		300日		300日		300日		つき80日	
改正後 (午前	9時~1	2時	470円		日099		月01年		日099		220円		220円		220円		기 [[] 워 [[
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					冷房		暖房		冷房		暖房		冷房·	暖房	冷房·	暖房	冷房·	暖房	冷房·	暖房
		区分			5 - 1/V 1				5-1/2				研修室		1 室 1 号	5.41	室2号	sad	理実	M
					萩野地ホール1	区公民	館		#				0		展	<u>{HH}</u>	星	<u>[H]</u>	開	
	(H			I ol				0		1										
	(単位:	暖房		730	730	300	300	300	300											
				620	620	300	300	300	300	-										
行		冷房		79	79	3(3(3(3(
現行		区分		/																
			.5.	ホール1	ホ - ル2	研修室	和室1号室	和室2号室	調理実習室											
			館·室名	萩野地 ホ	区公民ホー	館	1		,											

現行	改正後 (案)
(備考)	[
1 使用単位は、午前、午後、夜間、各区分1回につきと	
م م	
2 八向地区公民館の冬期暖房料は、教育委員会が別に	
定める基準により実費を徴収する。	

議案第36号

新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例について

新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例を次のように制定する。

新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例(平成25年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(使用許可)」に改め、同条第1項中「行為の」を「使用の」に改め、同項第1号中「、その他」を「その他」に改め、同項第5号中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改め、同条第2項中「行為の」を「使用の」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	単位	金額	摘要
売店、行商、募金その他これ	1平方メー	10円	(1) 1日未満であるときは、
らに類する行為をする場合	トル1日		1日とする。
			(2) 1平方メートル未満で
			あるときは、1平方メート
			ルとする。
次に掲げる行為をする場合	半日	400円	半日は、4時間以内とし、4時
(1) 業として写真又は映			間を超える場合は、1日とす
画を撮影すること			る。
(2) 興業を行うこと			
(3) 競技会、展示会、博覧	1日	800円	
会その他これらに類す	ТН	00011	
る催しのため都市公園			
の全部又は一部を独占			
して利用すること			

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」 という。) 以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使 用料については、なお従前の例による。

提案の理由

地域ふれあい交流広場の使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものである。

広場において次に掲げる行為をしようとする者は、 .. 標 田 これらに類する行為を 1平方 1 四 米 蒲 的、 46 その他教育委員会の指示する事項を記載した p 摘要 ť あらかじめ使用の許可を受けなければならない。 ア未満、 Ш 也 ريد 用の ¥ 2° IJ せ رد 10 又は広告を表示する 育委員会に提出しなければならない。 HU 10円 (1) 使 とする者は、 金額 脒 売店、行商、募金 その他 後 新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例(平成25年条例第22号)新旧対照表 改 正 (7 4 貼り札 単位 力 1 1 を受受 金 fo (盤) これのに 口 募. 貼り紙 *W* 前項の許 用許可 娰 $(2) \sim (4)$ 行商 ر اربر (盤) 区分 \hat{T} の衙 10 刑 数 ďΠ 第3条 10 (使) (1) $3\sim 5$ (2) 別表 売店 類す 滑 遲 *1* 10 $^{\circ}$ 三 申請事 広場において次に掲げる行為をしようとする者は、 募金、その他これらに類する行為をす #10 40 浑 10 ريد 10 راد かと 2 10 行為の目的、 した は、1m²とする。 は、1日とする。 である 1日未満であ あらかじめ行為の許可を受けなければならない。 摘要 噩 超米猫 ريد 場所その他教育委員会の指示する事項を記載 1部 1 m 2 未 満 IJ 又は広告を表示する 育委員会に提出しなければならない。 14年 ばきば 者は、 200円 50円 使用料 うとする 行 湖 IJ 日 1m² に 単位 噩 4 はり札 #10 业 HU 1 \langle 行商、 を受 号 中 汌 汌 談 談 紙 紙 はり紙、 の制限) 頃の許可 売店、 IJ 四四 第1項 。 عن الا $(2) \sim (4)$ 行為 Пþ 第2号 (盤) 紙 る行為 浚 紙 教 第3条 8 然 83 《张 (行) 10 (1)温 (2)Z $3\sim 5$ 別表 B \sim

三三

浑

卌

である

رد

Ш

1 ريـ

× 10

to

後 (案)	トルとする。	400円半日は、4時間以内	800円 とし、4時間を超え	る場合は、1日とす	° NO														
改正後		次に掲げる行為半日	をする場合 11日	(1) 業として	写真又は映	画を撮影す	N N	(2) 興業を行	かわり	(3) 競技会、	展示会、博覧	かんの街に	れらに類す	る催しのた	め都市公園	の全部又は	一部を独占	して利用す	ろこと
現行																			
	する行為																		

議案第37号

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例について

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を 次のように制定する。

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例(平成元年条例第31号) の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条第1号中「付属設備をき損する」を「附属設備を毀損する」に改める。

第7条中「譲渡又は」を「譲渡し、又は」に改める。

第10条中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第11条及び第19条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

別表第1の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 新庄市生涯学習センター施設使用料

	区分	午前	午後	夜間	全日
		9時~12時	13時~17	18時~22	9時~22時
			時	時	
新庄市	大ホール	7,390円	9,860円	10,840円	25,630円
	大ホール(舞台面のみ)	3,330円	4,450円	4,890円	11,570円
ザ	第1楽屋	360円	490円	540円	1,270円
	第2楽屋	360円	490円	540円	1,270円
	小ホール	2,760円	3,680円	4,050円	9,590円
	ヘルシールーム	2,510円	3,340円	3,680円	8,700円
	音楽室	1,080円	1,440円	1,580円	3,750円
	茶室風流庵	560円	750円	830円	1,960円
	和室もみ	830円	1,110円	1,220円	2,890円
	和室あじさい	890円	1,190円	1,310円	3,100円
	和室かつろく	630円	850円	930円	2,210円
	第1研修室	530円	710円	780円	1,860円
	第2研修室	420円	560円	620円	1,480円
	第3研修室	420円	560円	620円	1,480円
	第4研修室	620円	830円	910円	2,160円
	第5研修室	920円	1,220円	1,350円	3,190円
	第6研修室	920円	1,220円	1,350円	3,190円

	創作実習室	1,500円	2,010円	2,210円	5,220円
	調理実習室	1時間につき	730円		
	コミュニティルーム	1時間につき	180円		
	会議室	1時間につき	1,330円		
	第1ギャラリー	1,410円	1,890円	2,080円	4,920円
	第2ギャラリー	700円	940円	1,030円	2,440円
	第3ギャラリー	700円	940円	1,030円	2,440円
わくわ	創作実習室	1,220円	1,630円	1,790円	4,240円
く新庄	音楽室	840円	1,120円	1,240円	2,930円
	多目的ホール(全面)	1,580円	2,100円	2,310円	5,470円
	多目的ホール(半面)	790円	1,050円	1,150円	2,730円
	多目的ホール(個人使用)	200円	200円	200円	_
	研修室	1,930円	2,580円	2,840円	6,710円
	会議室	1,180円	1,570円	1,730円	4,090円
	相談室	830円	1,100円	1,220円	2,880円
	教養文化室	980円	1,310円	1,440円	3,420円

別表第1の1の表備考8中「付属設備」を「附属設備」に改め、別表第1の2 の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 冷暖房使用料

	区分		午前	午後	夜間	全日
			9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~22時
新庄市民	大ホール	冷房	1時間につき	880円		
プラザ		暖房	1時間につき	名1,180円		
	小ホール	冷房	1時間につき	380 円		
		暖房	1時間につき	470円		
	調理室実習	冷房	1時間につき	< 150円		
	室	暖房	1時間につき	200 円		
	コミュニテ	冷房	1時間につき	₹150円		
	イルーム	暖房	1時間につき	~200円		
	会議室	冷房	1時間につき	₹150円		
		暖房	1時間につき	~200円		
	ヘルシール	冷房	1,110円	1,480円	1,480円	3,860円
	ーム	暖房	1,390円	1,860円	1,860円	4,840円
	その他各室	冷房	430円	580円	580円	1,500円
		暖房	590円	790円	790円	2,060円
わくわく	多目的ホー	暖房	1,740円	2,320円	2,320円	6,030円
新庄	ル					
	研修室	冷房·暖房	440円	590円	590円	1,530円
	その他各室	冷房・暖房	230円	310円	310円	820円

別表第1の2の表備考1を削り、同表備考2中「各室の超過時間の」を「時間 区分を超えて使用する場合の」に、「各々の使用料の25%を乗じた額」を 「、当該時間区分に応じた1時間当たりの額」に改め、同表備考2を備考とし、 別表第1を別表とする。 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の新庄市生涯学習センター 設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用の許可を受けている令和2年 4月1日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

生涯学習センターの使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものである。

ンター設置及び管理に関する条例(平成元年条例第31号)新旧対照
する条例(平成元年条例
400
400
-設置及び管理に関
-設置及び管
-蒙疆
X
新圧市生涯学習センタ

	改正後(案)
(使用の許可)	(使用の許可)
第5条 センターの施設のうち、別表第1に定める館内有料施設を使	第5条 センターの施設のうち、別表 に定める館内有料施設を使
用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請して許可を受け	用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請して許可を受け
なければならない。	なければならない。
2 (略)	2 (略)
(使用許可の制限)	(使用許可の制限)
第6条 教育委員会は、前条第1項に規定する者が、次の各号の一に	第6条 教育委員会は、前条第1項に規定する者が、次の各号の一に
該当するときは、使用を許可しないものとする。	該当するときは、使用を許可しないものとする。
(1) 施設又は <u>付属設備をき損する</u> おそれがあると認められると	(1) 施設又は <u>附属設備を毀損する</u> おそれがあると認められると
。 他	。 他
(2) • (3) (略)	(2) • (3) (略)
(権利譲渡等の禁止)	(権利譲渡等の禁止)
第7条 第5条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」と	第7条 第5条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」と
いう。)は、使用の権利を <u>譲渡又は</u> 転貸してはならない。	いう。)は、使用の権利を <u>譲渡し、又は</u> 転貸してはならない。
(使用者の義務)	(使用者の義務)
第10条 使用者は、施設の使用上特別の設備をし、又は <u>付属設備</u> 以	第10条 使用者は、施設の使用上特別の設備をし、又は <u>附属設備以</u>
外の器具を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可	外の器具を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可
を受けなければならない。	を受けなければならない。
(使用料)	(使用料)
別表第1に定める使	第11条 使用者は、その使用許可の区別に従い、別表 に定める使
- 2 2 2 2 2 3 3 4 3 6 6 7 7 7 8 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 8 8 7 8	用料を前納しなければならない。ただし、特別の理由がある場合に「************************************
るいて、数目後国形の承認を文リたとおは、「の表りでよい。	るバ、、数目後其形の承認を次クノヒとなば、「のみク ヒメヒペ
(利用料金)	(利用料金)
第19条 (略)	第19条 (略)

	HA.	現行						改正後 (案)	18X		
2 利用 ^彩 じめ、教	2 利用料金の額は、 <u>別表第1</u> に定める額の範囲 じめ、教育委員会の承認を得て指定管理者が定	定める額(指定管理5		内において、 めるものとす	, \$5% \$5%	2 利用料 じめ、教育	利用料金の額は、 <u>別表</u> に定める額の範囲内において、あらり、教育委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとする。		に定める額の範囲内において て指定管理者が定めるものと	内におい	て、あらかとする。
3 (器)						3 (器)					
別表第1						別表					
1 新庄市	新圧市生涯学習センター施設使用料	使用料				1 新庄市	新庄市生涯学習センター施設使用料	-施設使用	菜		
				<u>1</u>	単位:円)						
	区分	午前	午後	夜間	全日		区分	午前	午後	夜間	金田
		9時~12 13時~	7	18時~2	9時~22			9時~12	13時~17	18時~25	9時~22
		時	7時	2時	申			時	時	時	申
新庄市县	新圧市民大ホール	6,910	9,220	11,530	23,060	新庄市臣	新庄市民大ホール	7,390円	9,860円	10,840円	25,630円
プラボ	大ホール(舞台面の	3,450	4,600	5, 760	11,530	プラボ	大ホール (舞台	3,330円	4,450円	4,890円	11,570円
	み使用)						面のみ)				
	第1楽屋	360	460	570	1,150		第1楽屋	360円	490日	540円	1,270円
	第2楽屋	360	460	570	1,150		第2楽屋	360円	490日	540円	1,270円
	ヘブシーバーム	2,610	3,130	3,660	7,850		ンポール	2,760円	3,680円	4,050円	9,590円
	音楽室	1,150	1,350	1,560	$\frac{3,450}{}$		ヘブシーゲーム	2,510円	3,340円	3,680円	8,700円
	茶室風流庵	029	780	880	1,980		音楽室	1,080円	1,440円	1,580円	3,750円
	和室もみ	930	1,150	1,350	2,820		茶室風流庵	260円	750円	830円	1,960円
	和室あじさい	930	1,150	1,350	2,820		和室もみ	830円	1,110円	1,220円	2,890円
	和室かつろく	029	880	1,150	2, 300		和室あじさい	890日	1,190円	1,310円	3,100円
	第1研修室	570	670	780	1,670		和室かつろく	630円	850日	930円	2,210円
	第2研修室	460	570	670	1, 460		第1研修室	530円	710円	780円	1,860円
	第3研修室	460	570	670	1,460		第2研修室	420円	260円	620円	1,480円
	第4研修室	670	780	880	1,980		第3研修室	420円	260円	620円	1,480円
	第5研修室	930	1,150	1,350	2,820		第4研修室	620円	830円	910円	2,160円
	第6研修室	930	1,150	1,350	2,820		第5研修室	920円	1,220円	1,350円	3,190円

	3,190円	5,220円					4,920円	2,440円	2,440円	4,240円	2,930円	5,470円		2,730円				6,710円	4,090円	2,880円
	1,350円	2,210円				1 1	2,080日	1,030円	1,030円	1,790円	1,240円	2,310日		1,150円		200円		2,840円	1,730円	1,220円
幾	1,220円	2,010円	き730円	き180円		時間につき1,330円	1,890円	940円	940円	1,630円	1,120円	2,100日		1,050円		200円		2,580円	1,570円	1,100円
 改正後 (≶	920円	1,500円	1時間につき730円	1時間につき180円		1時間につ	1,410円	700円	700円	1,220円	840円	1,580円		790円		200円		1,930円	1,180円	830円
	第6研修室	創作実習室	調理実習室	コミュニティル	7	会議室	第1ギャラリー	第2ギャラリー	第3ギャラリー	わくわく創作実習室	音楽室	多目的ホール	(全面)	多目的ホール	(無無)	多目的ホール	(個人使用)	研修室	会議室	相談室
										かくやく	新庄									
	4, 710	5, 760	1,460	8, 700	11,530	4,600	2, 300	2,300	3,830	2,660	4,520		2, 260				5, 730	3,510	2, 440	2,810
	2,080	2, 500	029	3,980	5, 760	2, 080	1,150	1,150	1,860	1, 290	2, 200		1, 100		200		, 790	, 700	1, 190	1,360
		6.41									2		1,				2,	1	1	ļ
	1,880	2,300	570	3,450	4,600		880	880	1,670	1,160	1,970 2		980 1,		200		2, 490	1,530	1,060	
 現行	1,670 1,880		460 570	2,930 3,450	$\frac{3,450}{}$		020 880	670 880	1,250 $1,670$	870					200			1,150 $1,530$ 1		1,230
現行		2,300				1,770			1,	1, 16	1,970	使用)	086	使用)		使用)	2,490	Ī		1,230

(備考)

1 使用者が入場料金を徴収する場合の施設使用料は、施設使用料の額に100%を乗じて得た額を加算する。入場料金を徴収する場合とは、入場料、会費、会場整理費又は観覧料等、名称のいかんを問わず、入場することに関し入場の対価を必要とする場合及びその他これに類する取扱いがなされる場合をいう。

1 使用者が入場料金を徴収する場合の施設使用料は、施設使 用料の額に100%を乗じて得た額を加算する。入場料金を徴収 する場合とは、入場料、会費、会場整理費又は観覧料等、名称 のいかんを問わず、入場することに関し入場の対価を必要とす る場合及びその他これに類する取扱いがなされる場合をいう。

3,420円

1,440円

1,310円

日086

教養文化室

(備考)

改正後(案)	
現行	

- 2 第8条ただし書の規定により許可を受けた使用者の施設使用料は、施設使用料の額に200%を乗じて得た額を加算する。
- 3 施設使用料の時間区分を超えて使用する場合の施設使用料は、1時間につき、当該時間区分に応じた1時間当たりの額に30%を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、超過する時間の計算は、その時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。
- 4 前項の規定は、施設使用料の時間区分における午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間に対しては、適用しないものとする。
- 使用のための準備及び練習並びに原状回復の時間は、使用 時間に含む。
- 施設使用料の額は、その額に10円未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てた額とする。
- 7 楽屋を大ホールとともに使用するときは、楽屋の使用料は徴収しないものとする。
- 8 <u>付属設備及び</u>備品類の使用料の額は、教育委員会が別に定 める額とする。
- 2 冷暖房使用料

田・学用

			新厄	出
暖房	4,600	1,830		780
冷房	3, 450	1, 460	1, 460	570
区分	新圧市大ホール	民 プラ小ホール	ザヘルシールーム	その他各室

**	用粋は、施設使用料の額に200%を乗じて得た額を加算する。
----	-------------------------------

丰

- 3 施設使用料の時間区分を超えて使用する場合の施設使用料は、1時間につき、当該時間区分に応じた1時間当たりの額に30%を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、超過する時間の計算は、その時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。
- 4 前項の規定は、施設使用料の時間区分における午前と午後 又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間に対して は、適用しないものとする。
- 5 使用のための準備及び練習並びに原状回復の時間は、使用時間に含む。
- 6 施設使用料の額は、その額に10円未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てた額とする。
- 7 楽屋を大ホールとともに使用するときは、楽屋の使用料は 徴収しないものとする。
- 8 <u>附属設備</u>及び備品類の使用料の額は、教育委員会が別に定 める額とする。
- 2 冷暖房使用料

区分		午前	午後	夜間	全日
		9時~12	時~1213時~118時~29時~22	18時~2	9時~22
		時	7時	2時	時
新 庄 市大ホール 冷房	冷房	1時間に~	1時間につき880円		
民プラ	暖房	1時間に~	1時間につき1,180円	H	

	現行			改正後	※ (案)			
わくわ多目的ホール	2, 280	英	小ホール 冷房	1時	1時間につき380円	き380円		
く新庄 研修室	590		暖房	1 時	時間につき470円	き470円		
その他各室	310 310		調理室実冷房	1 時	時間につき150円	き150円		
			習室暖房	1 時	時間につき200円	き200円		
			コミュニ冷房	11	寺間につ	時間につき150円		
			ティルー暖房	11	#間につ	.時間につき200円		
			7					
			会議室 冷房	1時	寺間につ	1時間につき150円		
			暖房	1 時	時間につき200円	き200円		
			ヘルシー冷房	1	1,110円	1,480円	1,480円	3,860円
			ルーム 暖房	1	1,390円	1,860円	1,860円	4,840円
			その他各冷房		430円	580円	580円	1,500円
			室暖房		590円	790円	790円	2,060円
		かくわ	多目的ホ暖房	1	1,740円	2,320円 2	2,320円	6,030円
		〈新庄	7/					
			研修室 冷房	• 暖房	440日	590円	590円	1,530円
			その他各俗房・暖房	• 暖房	230円	310円	310円	820日
			<u></u>					
(備考)		(備考)						
1 使用単位は、午前、4	午後、夜間の各区分1回につきとする。	[削る]						
2 各室の超過時間の		盟由	時間区分を超えて使用する場合の冷暖房使用料は、	t用する	場合の浴	3暖房使用		1時間につ
き各々の使用料の25%を乗じた額とする。	<u>と乗じた額</u> とする。ただし、その額に1	<i>t</i> U	当該時間区分に応じた1時間当たりの額とする。	応じた16	時間当た	こりの額と		ただし、そ
0円未満の端数があると	0円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額と	の額	の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て	数がある	5ときは	、その端	数金額を	切り捨て
400		た額	た額とする。					

議案第38号

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例について

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例(平成9年条例第31号)の 一部を次のように改正する。

第8条第1号中「付属設備」を「附属設備」に、「き損する」を「毀損する」に改める。

第9条中「譲渡又は」を「譲渡し、又は」に改める。

第18条中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第20条第1項中「指定管理者に」を「、指定管理者に」に改める。

別表の1の表中「

2, 590	3, 450	3, 790	7, 870
570	770	850	1,760
570	770	850	1,760

」を

Γ

2,760	3, 680	4, 050	9, 590
610	820	900	2, 140
610	820	900	2, 140

」に、同表備考3中「50%」を「30%」に、同表備考7中「付属設備」を 「附属設備」に改め、別表の2の表を次のように改める。

2 冷暖房使用料

(単位:円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~22時
雪国文化ホール	1, 110	1, 480	1, 480	3,860
情報交流室	420	560	560	1, 450
視聴覚研究室	420	560	560	1, 450

(備考) 時間区分を超えて使用する場合の冷暖房使用料は、1時間につき、当該時間区分に応じた1時間当たりの額とする。ただし、その額に 10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた

額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」 という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る 使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

雪の里情報館の使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものである。

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例(平成9年条例	例(平成9年条例第31号)新旧対照表
現行	改正後(案)
(使用許可の制限)	(使用許可の制限)
第8条 教育委員会は、前条第1項に規定する者が次の各号	第8条 教育委員会は、前条第1項に規定する者が次の各号
の一に該当するときは、使用を許可しないものとする。	の一に該当するときは、使用を許可しないものとする。
(1) 施設、付属設備又は展示品等をき損するおそれがあ	(1) 施設、附属設備又は展示品等を毀損するおそれがあ
ると認められるとき。	ると認められるとき。
(2) • (3) (略)	(2) • (3) (略)
(権利譲渡等の禁止)	(権利譲渡等の禁止)
第9条 第7条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使	第9条 第7条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使
用者」という。)は、使用の権利を譲渡又は 転貸して	用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸して
はならない。	はならない。
(損害の賠償)	(損害の賠償)
第18条 情報館の施設、付属設備又は展示品等を損傷し、	第18条 情報館の施設、附属設備又は展示品等を損傷し、
汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければな	汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければな
らない。ただし、教育委員会が特にやむを得ないと認めた	らない。ただし、教育委員会が特にやむを得ないと認めた
ときは、この限りでない。	ときは、この限りでない。
(利用料金)	(利用料金)
第20条 前条の規定により指定管理者が情報館の管理を行	第20条 前条の規定により指定管理者が情報館の管理を行
う場合においては、使用者は指定管理者に 対し、有料施	う場合においては、使用者は <u>、指定管理者に</u> 対し、有料施

設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わ

設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わ

		現行				改正後	後 (案)		
なければならない。		この場合において、第	Ţ	2条本文の規定	なければならない	ない。この場	いはお合	て、第12条7	第12条本文の規定
は適用しない。	0				は適用しない。				
2·3 (略)					2·3 (略)				
別表					別表				
1 雪の里情報	雪の里情報館有料施設使用料	5使用料			1 雪の里情報	里情報館有料施設使用料	:使用料		
				(単位:円)					(単位:円)
农区	午前	午後	夜間	世	公文	午前	午後	夜間	仙田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
	9時~12時	13時~17	18時~22	9時~22時		9時~12時	13時~17	18時~22	9時~22時
		盐	盐				业	盐	
雪国文化ホール	2,590	3, 450	3, 790	7,870	雪国文化ホール	2,760	3,680	4,050	9, 590
情報交流室	270	770	850	1,760	情報交流室	610	820	006	2, 140
視聴覚・研究室	270	770	850	1,760	視聴覚・研究室	610	820	006	2, 140
(備考)					(備考)				
1 使用者が	使用者が入場料金を徴収する場合の施設使用料は、	徴収する場	場合の施設,	使用料は、	1 使用者が	使用者が入場料金を徴収する場合の施設使用料は、	徴収する場	3合の施設(更用料は、
施設使用	施設使用料の額に100%を乗じて得た額	%を乗じて	<i>1</i> 6	加算する。	施設使用彩	施設使用料の額に100%を	乗じ	て得た額を力	加算する。
入場料金?	入場料金を徴収する場合とは、	易合とは、	入場料、会費	費、会場整	入場料金を	入場料金を徴収する場合	ばれ	入場料、会費	費、会場整
理費又は	理費又は観覧料等、名称のいかんを問わず	称のいかん	いを問わず	、入場する	理費又は鶴	又は観覧料等、名称のいかんを問わず	称のいかん		、入場する
関いるに関	に関し入場の対価を必要とする場	価を必要と	$\triangleleft \Box$	及びその他	ことに関い	し入場の対価を必要	\rightarrow	する場合	及びその他
におい類と	これに類する取扱いがなされる場合を	いなされる	場合をいう	0	これに類す	- る取扱いか	る取扱いがなされる場合をいう	場合をいう	0
2 第10条	第10条ただし書の規定により許可を	規定により		受けた使用者	2 第10条た	第10条ただし書の規定により許可を受けた使用者	規定により	許可を受け	けた使用者
_					_				

現行	改正後(案)
施設使用料は、施設使用料の額に500%を乗じ	施設使用料
た額を加算する。	た額を加算する。
3 施設使用料の時間区分を超えて使用する場合の施)施 3 施設使用料の時間区分を超えて使用する場合の施
設使用料は、1時間につき、当該時間区分に応じた1時	1時 設使用料は、1時間につき、当該時間区分に応じた1時
間当たりの額に50%を乗じて得た額を加算した額	iと 間当たりの額に <u>30%</u> を乗じて得た額を加算した額と
する。この場合において、超過する時間の計算は、	そ する。この場合において、超過する時間の計算は、そ
の時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間	f間 の時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間
未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1	は1 未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1
時間として計算する。	時間として計算する。
4 前項の規定は、施設使用料の時間区分における午前	:前 4 前項の規定は、施設使用料の時間区分における午前
と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の	の中 と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中
間時間に対しては、適用しないものとする。	間時間に対しては、適用しないものとする。
5 使用のための準備及び練習並びに原状回復の即	時間 5 使用のための準備及び練習並びに原状回復の時間
は、使用時間に含む。	は、使用時間に含む。
6 施設使用料の額は、その額に10円未満の端数があ	0る 6 施設使用料の額は、その額に10円未満の端数がある
ときは、その端数金額を切り捨てた額とする。	ときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
7 付属設備及び備品類の使用料の額は、教育委員	会が 7 附属設備及び備品類の使用料の額は、教育委員会が
別に定める額とする。	別に定める額とする。

現行	子		改正後	後 (案)		
2 冷暖房使用料		2 冷暖房使用料	採			
	(単位:円)					(単位:円)
区分	冷房・暖房	区分	午前	午後	夜間	细
雪国文化ホール	1,460		9時~12時	13時~17	18時~25	9時~22時
情報交流室	250			時	時	
視聴覚・研究室	250	雪国文化ホール	1, 110	1, 480	1,480	3,860
		情報交流室	420	260	260	1,450
		視聴覚研究室	420	260	260	1,450
(備考)		(備表)				
1 使用単位は、午前、午後	使用単位は、午前、午後、夜間の各区分1回につきと	[制3]				
7 20						
2 各室の超過時間の	冷暖房使用料は、1	時間区分為	区分を超えて使り	用する場合	る場合の冷暖房使用料は、	用料は、1
時間につき、各々の使用料の25%を乗じ	料の25%を乗じた額を加算す	時間につき	黑	該時間区分に応じた1時間		当たりの額
る。ただし、その額に10	その額に10円未満の端数があるときは、	とする。た	ただし、その	額に10円オ	その額に10円未満の端数があ	いあるとき
その端数金額を切り捨てた額とする。	こた額とする。	は、その特	その端数金額を切り捨てた額とする	刃り拾てた。	額とする。	

議案第39号

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新庄市体育施設設置及び管理に関する条例(昭和46年条例第29号)の一部 を次のように改正する。

第4条中「別表」を「別表第1から別表第8まで」に改める。

第10条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第13条第2項中「別表」を「別表第1から別表第8まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1 体育館使用料

		区分	使用料	(1時間に~	つき)
			全館	半館	4分の1館
入場	アマチュア	幼児、小学生、中学生	無料		
料を	スポーツに	高校生	420円	210円	100円
徴収	使用する場	一般	1,760円	880円	440円
しな	合				
い場	その他の催	営利を目的としない場合	5,750円		
合	物に使用す	営利を目的とする場合	10,430円		
	る場合				
入場	アマチュア	幼児、小学生、中学生	無料		
料を	スポーツに	高校生	910円		
徴収	使用する場	一般	3,440円		
する	合				
場合	その他の催	営利を目的としない場合	15,650円		
	物に使用す	営利を目的とする場合	31,330円		
	る場合				
附属調	設備使用料は	、教育委員会が別に定める	る額とする。	_	

備考 「高校生」とは、高校生及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。

別表第1の次に次の7表を加える。

別表第2 体育館個人使用料

区分	1人1回	回数使用11回分
小学生、中学生	無料	_
高校生	100円	1,000円
一般	300円	3,000円

別表第3 陸上競技場使用料

	区分	使用単位	使用料
アマチュアスポ	入場料を徴収小学生、中学生	1時間	無料
ーツに使用する	しない場合 高校生		450円
場合	一般		900円
	入場料を徴収する場合	1時間	3,110円
職業競技又は試合		1 目	メインスタン
			ド入場料金
			(一般当日
			券)の150人分
個人使用	小学生、中学生	1 目	無料
	高校生		100円
	一般		300円
	小学生、中学生	通年	無料
	高校生		1,090円
	一般		3,280円

別表第4 テニスコート使用料

区分	使用料(1時間につき)
小学生、中学生	無料
高校生	1面につき100円
一般	1面につき200円
附属設備使用料は、教育委員会が別に	定める額とする。

別表第5 横根山運動広場使用料(団体専用使用)

区分	早朝	午前	午後	タ方
	5時~8時	8時~12時	13時~17時	17時~19時
小学生、中学生	無料			
高校生	420円	750円	750円	370円
一般	850円	1,500円	1,500円	750円

別表第6 山屋セミナーハウス使用料

1 施設使用料

]	区分	午前	午後	夜間	全日
		9時~12時	13時~17時	18時~21時	9時~21時(屋
				(屋外運動場	外運動場は9時
				は17時~19	~19時)
				時)	
研修室(1室	小学生、中学生	無料			
につき)	高校生	320円	380円	390円	990円
	一般	650円	770円	790円	1,980円
多目的ホー	小学生、中学生	無料			
ル	高校生	430円	520円	650円	1,370円
	一般	870円	1,040円	1,310円	2,750円
屋内運動場	小学生、中学生	無料			
	高校生	1時間につ	き220円		
	一般	1時間につ	き440円		
屋外運動場	小学生、中学生	無料			
	高校生	200円	260円	100円	520円
	一般	410円	520円	200円	1,040円

2 宿泊使用料

区分	使用の単	市内の利用者	市外の利用者
	位		
小学生、中学生	1人1泊に	無料	無料
高校生	つき	200円	310円
一般		830円	1,030円

備考

- 1 シーツ等クリーニング代については、実費を徴収する。
- 2 附属設備使用料は、教育委員会が別に定める額とする。

別表第7 市民スキー場リフト使用料

リフト券の種類	使用時間		使月	用料	
		小学生、	高校生	シニア	一般
		中学生		(55歳以上)	
1回券	9時~21時	無料	80円	110円	160円
回数券(11回)	9時~21時	無料	800円	1,100円	1,600円
2時間券	発券時から2	無料	500円	700円	1,000円
	時間 生 ()				
4時間券	発券時から4	無火.	700円	900円	1,400円
	時間まで	*** ***			
1日券	9時~21時	無料	1,000円	1,500円	2,000円
ナイターシーズン	17時~21時	無料	8,500円	13,000円	17,000円
券		 			
シーズン券	9時~21時	無料	11,000円	17,000円	22,000円

備考

- 1 リフト券の有効期間は、1回券、回数券、ナイターシーズン券及びシーズン券にあつては、教育委員会規則で定める使用期間内とし、その他の券種は、発行した日限りとする。
- 2 10人以上の団体が利用する場合の使用料は、当該団体の構成員1人に つき、各券種(ナイターシーズン券及びシーズン券は除く。)の料金の7 割の額(10円未満の端数があるときは、その端数は10円とする。)と する。

別表第8 武道館使用料

区	分	使	用料(1時間につき)
		小学生、中学生	高校生	一般
柔剣道場	全面	無料	330円	820円
	半面	無料	160円	410円
弓道場		無料	200円	510円
附属設備使用	用料は、教育	育委員会が別に定め	る額とする。	

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1から別表第8までの規定は、この条例の施 行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、 施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

体育施設の使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものである。

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例(昭和46年条例第29号)新旧対照表	号)新旧对照表
現行	改正後 (案)
(使用料等)	(使用料等)
第4条 体育施設の使用料は、別表 のと	第4条 体育施設の使用料は、別表第1から別表第8までのと
おりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、使	おりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、使
用料を減免することができる。	用料を減免することができる。
(損害賠償)	(損害賠償)
第10条 使用者が施設又は設備を汚損し、若しくは <u>き損し、</u>	第10条 使用者が施設又は設備を汚損し、若しくは <u>毀損し、</u>
又は滅失したときは、教育委員会の指示するところにより	又は滅失したときは、教育委員会の指示するところにより
原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。	原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
(利用料金)	(利用料金)
第13条 (略)	第13条 (略)
2 前項の場合における利用料金の額は、別表	2 前項の場合における利用料金の額は、別表第1から別表
に定める額の範囲内においてあらかじめ教育委員	第8までに定める額の範囲内においてあらかじめ教育委員
会の承認を得て指定管理者が定めるものとする。	会の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(th c			公区			使用料((1時間)	につま)	
・の 1館						全館	半館	4分の1館	
100円	7 7	マチュ	幼児、	小学生	十 十	本無中			

4分の1館

半館

全館

200円

400日

及び

 \mathbb{H}

小学

幼児

Н \mathcal{H} 1

使用料(1時間につき)

区

体育館使用料

(器)

ಣ

別表

体育館使用料

別表第1

(盤)

ಣ

改正後(案)	場アスポー学生	料 ツに使用高校生 420円 210円 100円	を する場合	(後) (一般) (1,760円) 880円 440円	Δħ	し その他の営利を目的とし 5,750円	な罹物に使ない場合	い 用する場営利を目的とす 10,430円	場 合 る場合 2場合	⟨□	入 アマチュ幼児、小学生、中無料	場 アスポー学生	料 ツに使用 <u>高校生 910円</u>	を する場合 一般 3,440円	後 その他の営利を目的とし 15,650円	収 催物に使ない場合	す 用する場営利を目的とす 31,330円	2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	⟨□	附属設備使用料は、教育委員会が別に定める額とする。
現行	場 アスポー中学生	料 ツに使用高校生及びこれ 800円 400円 200円	を する場合 に 進ずる者	徴 一般(大学生を含 1,680円 840円 420円	収 (つ) ()	し その他の営利を目的とし 5,380円	な 催し物 に ない場合	い 使用する営利を目的とす 10,780円	場 場 会 る 場 合	<□	入 アマチュ高校生以下の幼 1,720円	場アスポー児、児童及び生徒	料 ツに使用一般(大学生を含 3,220円	を する場合 <u>む。)</u>	徴 その他の資利を目的とし 16,180円	収催物に使ない場合	す 用する場営利を目的とす 32,380円	る 合 る場合	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	√□	照明器具及び暖房器具使用料は教育委員会が別に定める額

	現行			改正後 (案)		
			備考「高校生」とは	は、高校生及び	バこれに準ず	ずる者をい
			う。以下同じ。			
体育館個人使用料			<u>別表第2</u> 体育館個人使用料	.使用料		
区分	1人1回	回数使用11回分	长区	1人1回	回数使用	11回分
小学生及び中学生	100円	1,000円	小学生、中学生	無		
これに準ずる者	200日	2,000円	高校生	100円		1,000円
を含む。)	300日	3,000円	一般	300日		3,000円
競技場使用料			別表第3 陸上競技場使用	,使用料		
安 凶	使用。	用単位 使用料	以		使用単位	使用料
ス入場料を徴収しな1時間	収しな1時間	850円	アマチュ入場料小	料 小学生、中学生	1時間	東本
用い場合			アスポーを徴収高	高校生		450日
入場料を徴	徴収する1時間	3,220円	ツに使用しない	- 般		日006
場合			する場合 場合			
			入場料を得	徴収する場合	1時間	3,110円
又は試合	1 日	メントメ	職業競技又は試合		1 日	メインス
		タンド入				タンド入
		場料金(一			, ,	場料金(一
		般当日券)				般当日券)
		の150人分			_	の150人分
及び中学生	1	100円	個人使用 小学生、中	中学任	1 1	無

			現行				改	改正後 (案)		
,	高校生及びこれに準ず	これに準ずる	る者		200日	<u> </u>	高校生			100円
闽	一般 (大学生	を含む。)		<u> </u>	300日		- 般			300日
Щ	小学生及びロ	及び中学生	圏]年	1,060円		小学生、中学生		通年 無料	- 21
	高校生及びこ	これに準ずる者	5者		2,140円	<u> 144</u>	高校生			1,090円
	一般 (大学生	を含む。)			3,220円		- 航			3,280円
	テニスコート	使用料				別表第4 テ	ニスコー	卜使用料		
İ	次 区		使用料(1時間に	5	(tu		区分	使用料	- (1時間につ	(tu
1 🗆	1面につき				200円	小学生、中	中学生	無		
\blacksquare	照明設備使用料は教育委員会が別に定め	よ教育委員会	술 차 別 に 5	きめる額と	1 + 5°	高校生		1面につき	き100円	
İ						一般		1面につき	200円	
						附属設備使	用料は、教育	委員会が別に	定める額	とする。
•	削除									
	横根山運動広場使用料(団体専用使用)	場使用料(5	団体専用負	(田田)		別表第5 横	横根山運動広場使用料(団体専用使用)	,使用料(団,	体専用使用)	
i .	(大)		使用料	菜		区区	古	午前	十後	夕方
		→朝9牌古	午前8時	午後13時	夕方17時		5時~8時	8時~12時	13時~17	17時~19
		8時	\sim 12時	\sim 17時	\sim 19時				時	由
센트	小学生及び中学	530円	850日	日098	420円	小学生,中学	学生 無料			
						高校生	<u>420</u> ⊞	750円	750円	370円
卓	般(高校生を	850日	1,500円	1,500円	750円	— 檢	850日	1,500円	1,500円	750円
المد	\$\$)									

		現行					改正後	(後 (案)		
7 新庄市山屋セ	1 + "	ハウス使用料	菜		別表第6	山屋セミ	ナーハウ	カス使用料	-	
(1) 施設使	用料				1 施設	施設使用料				
次	午前	午後	夜間	世		区分	午前	午後	夜間	年田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
	9時~12時	13時~17	18時~21	9時~21時			9時~12]	13時~17	18時~21時	9時~21時
室名等		盐	盐				盐	盐	(屋外運動	(屋外運動
研修1号室	610円	720円	820円	1,850円					場は17時~	場は9時~
2号									19時)	19時)
3 号					研修室(1小学生	_	無料			
4号室					選 こ く	つ中学生				
5 号					₩ ₩	高校生	320円	380円	390日	日066
						— 般	日029	770円	日062	1,980円
多目的ホー	820円	920円	1,230円	2,570円	多目的示	的亦小学生、	無			
7					<u> </u>	中学生				
						高校生	430円	520円	650日	1,370円
						— 般	870日	1,040円	1,310円	2,750円
屋内運動場	920円	1,330円	1,950円	4,110円	屋内運動小学	#	無			
					學	中学生				
						高校生	1時間につ)き220円		
						— 般	1時間につ)き440円		
					屋外運動	外運動 小学生、	本			
					學	中学生				

現行 生後 夕方 全臣 13時~17時 17時~19時 9時~ 13時~17時 17時~19時 9時~ 13時~17時 1,0 1,0 13時~ 1,0 1,0 130円 1,0 6 130円 1,0 6 130円 1,0 6 130円 1,0 6 20歳 1,0 <t< th=""><th>改正後(案)</th><th>高校生 200円 260円 100円 520円</th><th>一般 410円 520円 200円 1,040円</th><th></th><th>~19時</th><th>1,020円</th><th>2 宿泊使用料</th><th>外の利用者 区分 使用の単位 市内の利用者 市外の利用者</th><th>510円 小学生、中学1人1泊につき 無料 無料</th><th><u>集</u></th><th>610円 高校生</th><th><u>一般</u> 830円 1,030円</th><th>1,020円</th><th>を徴収す 備考</th><th> シーツ等クリーニング代については、実費を徴収す</th><th>No.</th><th>。 2 附属設備使用料は、教育委員会が別に定める額とす</th><th>S.°</th><th></th></t<>	改正後(案)	高校生 200円 260円 100円 520円	一般 410円 520円 200円 1,040円		~19時	1,020円	2 宿泊使用料	外の利用者 区分 使用の単位 市内の利用者 市外の利用者	510円 小学生、中学1人1泊につき 無料 無料	<u>集</u>	610円 高校生	<u>一般</u> 830円 1,030円	1,020円	を徴収す 備考	シーツ等クリーニング代については、実費を徴収す	No.	。 2 附属設備使用料は、教育委員会が別に定める額とす	S.°	
	行				17時~19時			#	300日		410円		820日	,			る額と		
				长冈	室名等 9時	屋外運動場	(2) 宿泊使用料	区分	小学生及び中1人1泊につ	将任	高校生及び大	学生	—— 航安	備考 シーツ等ク	%	(3) 冷暖房使用料	冷暖房使用料は、		

						160円	日00	日000		日00		日000	日000日		000日		<i>></i>	会規則	した		当該団
			— 般			16	1,600円	1,00		1,400円		2,00	17,00		22,00		14		発行 [二 二 二
		用料	ジェ	(55歳以	(H	110円	1,100円	700円		日006		$1,500\mathrm{H}$	13,000円		17,000円		回数券、ナ	1、教育委	その他の券種は、		の使用料は
(案)	使用料	使	高校生			80日	800日	200日		700円		1,000円	8,500円		11,000円		、1回券、回	券にあつては、教育	,		する場合の
改正後	171		小学	集,中	学生			菜		薬							期間は	K V	立とて		然利用
	民スキー場	使用時間				9時~21時	₩2~钟6	発券時から2無料	時間まで	発券時から4無料	時間まで	₩2~钟6	17時~21	盐	9時~21時		ト券の有効期間は	券及びシー	る使用期間内	とする。	10人以上の団体が利用する場合の使用料は、
	別表第7 市」	リフト券の	種類			1回券	回数券(11回)	2時間券		4時間券		1日券	ナイターシ	ーズン券	シーズン券	備考	$\frac{1}{1}$ $\frac{1}{1}$		ふ記め	日限り	$\frac{2}{2}$ 10 λ
			ار	$\dot{\gamma}$	以外)	150円	田	田田		田田		田	田		田		$^{?}$	則	した		₩ [-]
			X	(小人・	ニア以	150	1,500円	1,000円		1,400円		2,000円	16,000円		20,000円		ナイター	委員会規	発行		は、当該団
		李	シニア		1	100円 150		700円 1,000		900円 1,400		1,500円 2,000	000円 16,		000円 20,			教育委員会	は、発行		挙は、
行		料金	7 11	(小)	(I)	H.	000円 1,	Щ 1,		田田		500円 2,	$\overline{\mathbb{H}}$ 16,		田 <u>20,</u>		1回券、回数券、ナイ	教育委員会	その他の券種は、発行		挙は、
現行	リフト使用料	使用時間 料金	ション	(55歳以 (小人	H)	100円	1,000円 1,	700円 1,	2時間まで	田006	4時間まで	1,500円 2,	12,000円 16,		000円 15,000円 20,		、回数券、ナイ	育委員会	の他の券種は、発行	<i>₽ 8</i> °	

		現行				改正後	(案)		
体の構成	体の構成員1人につき、各券種(ナイター	各券種(ナイ	ターシーズン券及		の構成員	体の構成員1人につき、各券種(ナイターシーズン券及	5券種(ナイタ	ーシーズン券	双
バーふお	びシーズン券は除く。)の料金の7割の額	の料金の7割の	(10円未満の	の器	ジメージ	びシーズン券は除く。)の料金の7割の額(10円未満の	の料金の7割の	7額 (10円 未満	6
数がある	数があるときは、その端数は10円とする	端数は10円と、	する。)とする。		数がある	端数があるときは、その端数は10円とする。)とする	端数は10円と	:する。)とす	°
9 武道館使用料	1 条			別表第8		武道館使用料			
区分	(使用	使用料 (1時間につき	(th		公文	使用料	料 (1時間につき	(tu	
	小学生及び中	高校生及びこ	一般(大学生			小学生、中	高校生	- 一般	
	将任	れに準ずる者	を含む。)			亭			
柔剣道全面	520円	日079	840円	米剣江	道全面		330円	820円	
無 無 無	260円	310円	420円	灣	無	<u> </u>	160円	410円	
马道場	420円	420円	530円	弓道場			200円	510円	
全館	940円	1,040円	1,370円	附属設	設備使用料は	、教育委	員会が別に定める	る額とする。	
暖房器具使用	暖房器具使用料は教育委員会が別に定める額	きが別に定める	、額とする。						

議案第40号

新庄市都市公園条例の一部を改正する条例について

新庄市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市都市公園条例の一部を改正する条例

新庄市都市公園条例(昭和34年条例第15号)の一部を次のように改正する。 第2条の5第2項第2号中「車いす使用者用観覧スペース」を「車椅子使用者 用観覧スペース」に、「車いす」を「車椅子」に改める。

第3条第1項第1号中「、その他」を「その他」に改め、同項第3号中「興業」を「興行」に改め、同項第4号中「はり紙、はり札若しくは」を「貼り紙、貼り札又は」に改め、同項第5号中「これ等に」を「これらに」に改め、同条第5項中「附する」を「付する」に改める。

第6条中「それ等の」を「それらの」に改める。

第7条第2項ただし書中「それ等を」を「それらを」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

都市公園使用料

	区分	単位	金額	摘要
公園施記	設を設ける場合	1平方メー	市長が別に定め	
		トル1年	る額	
都市公園	園を占用する場合		新庄市道路占用	
			料徴収条例(昭	
			和45年条例第15	
			号) に規定する	
			占用料の例によ	
			り算定した額	
第3条	(1) 売店、行商、募金その	1平方メー	10円	(1) 1日未満であると
第1項	他これらに類する行為を	トル1日		きは、1日とする。
に掲げ	すること			(2) 1平方メートル未
る行為				満であるときは、1平
をする				方メートルとする。
場合	(2) 業として写真又は映	半日	400円	半日は、4時間以内と
	画を撮影すること			し、4時間を超える場合
	(3) 興業を行うこと			は、1日とする。
	(4) 競技会、展示会、博覧			
	会その他これらに類す	1日	800円	
	る催しのため都市公園			
	の全部又は一部を独占			
	して利用すること			

別表第2中

Γ

最上公園	資料館	新庄山車会館	(施設の総称)
		新庄市歷史民俗	新庄ふるさと歴史
		資料館	センター
	ステージ	野外ステージ	

」を

Γ

最上公園	資料館	新庄山車会館	(施設の総称)
		新庄市歴史民俗	新庄ふるさと歴史
		資料館	センター

」に

改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3

有料公園施設使用料

種別		区分	単位	使用料
新庄ふ	一般		1人1回	300円
るさと	高校生			100円
歴史セ	小学生、中学生	<u> </u>		50円
ンター	団体(20人以	一般		250円
	上)使用	高校生		50円
		小学生、中学生		30円
	回数券	一般	5回	1,250円
			10回	2,500円
			15回	3,750円
新庄市	一般		1人1回	320円
民プー	高校生			160円
ル	小学生、中学生	<u> </u>		無料
	団体(30人以	一般		250円
	上)	高校生		120円
		小学生、中学生		無料
	専用	競技大会	1時間	3,280円
	回数券	一般	1人11回	3,200円
		高校生		1,600円
新庄市	アマチュアス	入場料 一般	1時間	1,840円
民球場	ポーツに使用	等を徴 高校生		420円
	する場合	収しな 小学生、中学生		無料
		い場合		
		入場料 一般		3,320円
		等を徴高校生		920円
		収する 小学生、中学生		無料
		場合		

				を徴収しない場	1時間	6,670円
	歩に個場合	 目する	合 入場料等	を徴収する場合	-	20,040円
		予球に使用			1日当たりの最高入 費税額含む。)300 る額(その額が200	場料金(消 人に相当す ,000円に満
	H77 H11 /-	- ш	1 LE 10	A 12	たない場合は、200	1
	照明例	と用	入場料 収 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	全灯 半灯	1時間	5,480円 3,280円
			入場料 等を徴 収する 場合	全灯 半灯	1時間	10,980円 6,580円
	附属施設	屋内練 習場1面 につき	団体専用使用	一般 高校生 小学生、中学生	1時間	510円 250円 無料
			個人使 用	一般 高校生 小学生、中学生	1時間	90円 40円 無料
		トレー ニング 室	団体(5 人以 上)使 用	一般 高校生 小学生、中学生	1人1時間	150円 30円 無料
				一般 高校生 小学生、中学生	1時間	190円 40円 無料
福田運動広場	団体 専用 使用	一般		早朝 午前 午後 夕方 夜間	5時~8時 8時~12時 13時~17時 17時~19時 19時~22時	850円 1,500円 1,500円 750円 1,060円
		高校生		早朝 午前 午後 夕方	5時~8時 8時~12時 13時~17時 17時~19時	420円 750円 750円 370円
	照明例	小学生、	中学生	夜間	19時~22時 30分	530円 無料 1,600円
福田テ ニスコ ート	一般 高校生		Î.		1面1時間	200円 100円 無料
	照明例	も 用			30分	420円

備考

- 1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費等の料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合をいう。
- 2 「高校生」とは、高校生及びこれに準ずる者をいう。

別表第4中「付属施設」を「附属施設」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第3の規定は、この条例の施行の 日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行 日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

都市公園の使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものである。

表
出
交
Щ
(新
15号
滛
<u>例</u>
*
4年
和34
平
(昭
逐
₩
崇
公
干
市都
干
1
擀

机压 IT 部 IT 公園 条例 (哈和 34年 条例 界 1 3 亏 / 利 ID 为 IR 衣	
現行	故正後 (案)
(特定公園施設の設置基準)	(特定公園施設の設置基準)
第2条の5 (略)	第2条の5 (略)
2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、	2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、
障害者等が利用する次の各号に掲げる特定公園施設に係	障害者等が利用する次の各号に掲げる特定公園施設に係
る当該各号に定める通路の縦断勾配は、4パーセント以下	る当該各号に定める通路の縦断勾配は、4パーセント以下
とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由により	とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由により
やむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができ	やむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができ
್ಲಿ	್ಲಿ
(1) (略)	(1) (略)
(2) 前項第4号に掲げる野外劇場及び野外音楽堂 当該	(2) 前項第4号に掲げる野外劇場及び野外音楽堂 当該
野外劇場及び野外音楽堂に設ける通路であつて、出入口	野外劇場及び野外音楽堂に設ける通路であつて、出入口
と <u>車いす使用者用観覧スペース (車いす</u> を使用している	と <u>車椅子使用者用観覧スペース (車椅子</u> を使用している
者が円滑に利用することができる観覧スペースをいう。)	者が円滑に利用することができる観覧スペースをいう。)
及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、	及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、
障害者等が利用する便所との間の経路を構成するもの	障害者等が利用する便所との間の経路を構成するもの
3 (略)	3 (略)
(行為の制限)	(行為の制限)
第3条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしよ	第3条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしよ
うとする者は、市長の許可を受けなければならない。	うとする者は、市長の許可を受けなければならない。

現行	改正後 (案)
(1) 売店、行商、募金、その他これらに類する行為をす ((1) 売店、行商、募金その他 これらに類する行為をす
るいで	ること。
(3) (8)	(3) (略)
(3) 興業を行うこと。	(3) <u>興行</u> を行うこと。
(4) はり紙、はり札若しくは広告を表示すること。	(4) 貼り紙、貼り札又は 広告を表示すること。
(5) 競技会、展示会、博覧会その他これ等に類する催し ((5) 競技会、展示会、博覧会その他 <u>これらに</u> 類する催し
のため都市公園の全部又は一部を独占して利用するこ	のため都市公園の全部又は一部を独占して利用するこ
د می	°
2~4 (略) 2	2~4 (略)
5 市長は、第1項の許可に都市公園の管理上必要な範囲 5	5 市長は、第1項の許可に都市公園の管理上必要な範囲
内で条件を <u>附する</u> ことができる。	内で条件を付することができる。
(設計書及び図面等)	(設計書及び図面等)
第6条 公園施設の設置又は都市公園の占用の許可を受	第6条 公園施設の設置又は都市公園の占用の許可を受
けようとする者若しくは <u>それ等の</u> 許可を受けた事項の一	けようとする者若しくは <u>それらの</u> 許可を受けた事項の一
部を変更しようとする者は、当該許可の申請書、仕様書	部を変更しようとする者は、当該許可の申請書、仕様書
及び図面を添付しなければならない。	及び図面を添付しなければならない。
(使用料)	(使用料)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責に R 帰することのできない理由によつて許可に係る行為又は F	2 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責に帰することのできない理由によつて許可に係る行為又は

現行	改正後 (案)
それ等を利用することができなくなつた場合において	それらを利用することができなくなつた場合において
は、使用料の全部又は一部を還付することができる。	は、使用料の全部又は一部を還付することができる。
別表第1	<u>別表第1</u>
都市公園使用料	都市公園使用料
1 公園施設を設ける場合	区分 単位 金額 摘要
<u>単位</u> 期間 <u>金額</u>	公園施設を設ける場合 1 平 方 市長 が別に
1平方メートル 年 市長が別に定める。	メート定める額
2 都市公園を占用する場合	<u>ル1年</u>
新庄市道路占用料徵収条例(昭和45年条例第15号)第2条	都市公園を占用する場 新庄市道路
の規定を準用する。	合 占用料徴収
3 新庄市都市公園条例第3条第1項に掲げる行為の使用料	条例(昭和4
<u> 行為</u> 単位 金額 摘要	5年条例第1
茶店、露店、1平方メー 50円1 1日未満であると	5号)に規定
興行、催物トル1日に きは、1日とする。	する占用料
等 つき 2 1平方メートル未	0 例 に よ り
満であるとおは、1平	算定した額
カメートルとする。	第3条第(1) 売店、行1 平 方 10円(1) 1日未満
集会等使用一部使用 半日540円 半日は、4時間以内と	1項に掲商、募金そのメート であるとき
面積の算定 1日810円 し、4時間を超える場	げる 行他これらに類ル1日 は、1日とす
しにくい場全部使用 半日1,080円 合は、1日とする。	為をすする行為をする
合 1日1,620円	る場合 ること (2) 1平方メ
-	

現行	改正後 (秦)	rid)
		は、サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・
		イ く 重
		あるときは、1
		平方メートル
		たする。
	(2) 業とし半日	400円半日は、4時間
	て写真又は映1日	800円以内とし、4時
	画を撮影する	間を超える場
	٦\ ١)	合は、1日とす
	(3) 興業を	° C
	行うてと	
	(4) 競技会、	
	展示会、博覧	
	金その他にれ	
	らに類する催	
	しのため都市	
	公園の全部又	
	は一部を独占	
	して利用する	
	رر ار ب	

		現行			改正後	後 (案)	
別表第2				別表第2			
有料公園施設				有料公園施設			
施設の属する公園の名称	種類	施設の名称	華	施設の属する公園の名称	種類	施設の名称	瀬
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	資料館	新庄山車会館新中市市隊中民	(施設の総殊) 推开 や と と ア 豚	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	資料 第一業 第一業	新圧山車会館(新工工展中日報	(施設の総称) 推干 やん メイ 豚
		ニャニヘス 資料館	ータベキ		7	エドニヘス 資料館) J 1
	ステージ	野外ステージ		東山公園	水深プー業	新庄市民プー	
東山公園	水ダプー	新庄市民プー			رار كار	J/	
	Ž.	7/			野球場	新庄市民球場	
	野球場	新庄市民球場		福田緑地	運動広場権	福田運動広場	多目的運動場
福田緑地	運動広場	福田運動広場	多目的運動場		テニスコ権	福田テニスコ	
	アニメコ	福田テニスコ			, <u>_</u>	- <u>-</u>	
	<u>-</u>	<u>-</u> -					
別表第3				別表第3			
有料公園施設使用料	日料			有料公園施設使	使用料		
種別 区	区分	単位 使用料	摘要	種別	区分	<u></u>	単位 使用料
新庄個人使大	∀	1人1回 300		新 庄一般		1人1回	国 300日
S 2 A B B B B B B B B B	高校任	100		ふる高校生			100円

	20日	250円	20日	30日	1,250円	2,500円	3,750円													320円	160円
				T	旦 2	10日	15回													1人1回	
改正後(案)	さ と 小学生、中学生	歴 史団体20人一般	セン以上)使高校生	ター 用 小学生、中学生	回数券 一般															新 庄 一般	市 民高校生
	20	250	20	30	1,250	2,500	3,750	5201 半日とは、4	1,030時間を超えない	場合をいい、1日	とは、4時間を超	え8時間を超え	ない場合をい	v.C	2 施設の電気	以外に電源を使	用する場合は、	実費を徴収す	6 0	300	200
現行					П 2	10日	15回													1人1回	
	小・中学生	体(20大人	以上) 高校生	用 小・中学生	数 使大人			Ī	Ī											7	学生
	٦٦ الم	歴中団		タ (使)	□	田		野 外半	ス デ1日	\$\\ 1										新庄大	市 民中学生

	無料	250日	120日	無	3,280円	3,200円	1,600円		1,840円	420円	無				3,320円	920日	無				6,670円
		Г		Γ	1時間	1人11回			1時間		·				Γ	Г	·				1時間
改正後(案)	プー小学生、中学生	ル 団体(30一般	人以上) 高校生	小学生, 中学生	専用 競技大会	回数券 一般	高校生		新 圧アマチュ入 場一般	市 民アスポー料 等高校生	球場ツに使用を徴か学生、中学	する場合 収 し生	ない	基合	入場一般	料 等 高校生	を鍛か学生、中学	収寸生	8 2 2	⟨□	上記以外入場料等を徴収し
現行	100	240	160	08	1時間 3,220	1人113,000	国 2,000	1,000	1時間 1,720	850					3,440	1,720					を1時間 6,900
	プー小学生	ル 団体(30大人	人以上) 中学生	小学生	専用 競技大会	回数券 大人	中学生	小学生	新庄アマチ入場大人	市民コアス料等生徒	球場 ポーツを 徴等	に使用収し	する場ない	中	入 場大人	料 等 生 徒	みの後	T A	の 婦	∢□	上記以入場料等を

	20,040円	1日当たりの最高入場料金(消費税額合む。)300人に相当する額(その額が200,00円に満たない場合は、200,000円)	F間 10,980円
改正後(案)	の用途にない場合使用する入場料等を徴収す場合 る場合	職業野球に使用する場合 11日	入場全灯 1時
現行	外の用徴収しないとに使場合強に 使場合第20,720場合徴収する場合合合	職業野球に使用す1日当たり最 る場合	入場全灯 1時間 10,780

	日 6, 580日	250円無率	40日 本		<u>菜</u> 獣
			盟 盘	1人1時間1時間	
改正後 (案)	雑 範 や 読だ が い い い い い い い い い い い い い い い い い い			(A) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	小学生、中学 <u>年</u>
	料を収るな等徴す場	 	 	日 グ 日 ス 利 本 人 (3 本) 年 世 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
		屋習面き内場に		マ	
		医属 類 點	<u> </u>		
	6,460	530		80 200 100	
現行		噩		1 人 1 時 1 人 1 時 1 時 間 1 時 間	
現行	* 位 6,	団 体 1 時 間 使 用 人	回 (((((((((((((((((((本大人 1人1時 人(株) 1時 株) 1時間 株) 1時間 株) 1時間	#
現行	5,	1	画 単 一	レ団 体大人 1人1時 ニ(5人 間 グ以上) 生 徒 1人1時 個 使用 等 間 間 個 人大人 1時間 使用 生 徒 1時間 株	#
現行	等 等 卡 率 率 率 率 率 率 率 率 率 率 率 率 率 率 率 率 率	習 本 1 時間 つ 専 用 使 用 6 用 6 単 6 単	画 使用 人	団 体 大人 1人1時 (5人 間 以上)生 徒1人1時 使用 等 間 個 人大人 1時間 使用 生 徒1時間	#

	現行			改正後 (案)		
福田団一般(高校早	~ 軸 2 陣 ∓	8 850	福 田団 一般	自朝	₩8~₩9	850日
運 動体 生を含む)	由		運動体	午前	8時~12	1,500円
広場 専	- 朝 8 時 -	1 1,500	広場 専		盐	
用	2 時		田	午後	13時~17	1,500円
使	後 13時	$\sim 1,500$	●		盐	
田	17時		田	タ方	17時~19	750円
<i>₹</i>	方 17時	~ 750			盐	
	19時			夜間	19時~22	1,060円
	間 19時	$\sim \frac{1,060}{}$			盐	
	52時		高校生	声	48~49	420日
小学生及早	→ 軸 2 陣 〒	8 530		午前	8時~12	750円
び中学生	盐				盐	
	- 報 8 時 -	1 850		午後	13時~17	750円
	42				盐	
1	後 13時	<u>820</u> ∼		夕方	17時~19	370円
	17時				盐	
8	方 17時	~ 420		夜間	19時~22	530円
	19時				盐	
	間 19時	~ 630	小学生、中学	计		無料
	22時					
照明使用	30分	1,600	照明使用		30分	1,600円
			-			-

	現行	Ţ			故正後((案)	
福 田一面につき		時間 200		福田一般		1面1時間	間 200日
テ 二照明使用	30分	分 420		テニ高校生			100日
L K				スコ小学生、中	学生		(株)
<u>~</u>				一 附明使用		30分	420円
備札				備考			
1 「入場料等	「入場料等を徴収する場合」	なな	入場料、会費等	1 「入場料等	を徴収する場合」	かな、	入場料、会費等
の料金を徴収	徴収する場合又は営	業の宣	伝その他にれた	の料金を徴収す	する場合又は営	業の宣伝	その色これに
類する目的を	もって催しる	もつて催しを行う場合をい	いろ。	類する目的を	もつて催しを行う場合をいう	行う場合をい	ν.C.
2 「生徒等」。	とは、小学生、	、中学生及び高	ド高校生をいう。	2 「高校生」と	とは、高校生及び	びこれに準ず	ドる者をいう。
別表第4				別表第4			
施設名	使用期間	使用時間	休業日	施設名	使用期間	使用時間	休業日
新庄市民プール	7月1日から	9時30分~12		新庄市民プール	7月1日から9日	時30分~12	
	8月31日ま	時及び13時			8月31日 実 時	時及び13時	
	ゃ	~18時			\ \bullet	- 18時	
新庄市グランド	4月20日为	5時~21時	毎月第2火曜日	新庄市グランド	4月20日为5日	時~21時 毎	月第2火曜日
民球場	ら10月31日			民球場	ら10月31日		
	ま				でま		
付属施設	1月4日から			附属施設	1月4日から		
	12月28日ま				12月28日ま		
	ど				K		

	現行		改正後(案)
福田運動広場	4月1日から5時~22時	福田運動広場	4月1日から5時~22時
福田テニスコー	一10月31日ま	福田テニスコ	
7	٠	<i>ــــــ</i>	T.